

令和9年度 静岡市放課後児童クラブのご案内

放課後児童クラブとは、仕事などで昼間家庭にいない保護者に代わり、支援員等が小学校児童を預り育成する事業です。入会を希望される方は、必ず市ホームページにて詳細をご確認の上申請してください。

1 対象児童

(1) 就労等により保護者が放課後家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童 <市ホームページ>

(2) その他以下の要件等により、利用の必要がある小学校1年生から6年生までの児童

例：保護者が病気療養中、介護中、在学中、職業訓練中、産前産後期間中、育児休業中等

※保護者が**求職中**や「留守家庭」要件で小学校を変更されている場合は**申請できません。**



<https://www.city.shizuoka.lg.jp/p008921.html>

2 開所日

月曜日から土曜日 ※祝日と年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く。

※土曜日は一部クラブでの拠点開所となります。詳細は市ホームページよりご確認ください。

3 開所時間

学校授業日：放課後から午後6時まで ※ただし、午後6時から午後7時は延長利用可

学校休業日：午前8時から午後6時まで ※ただし、午後6時から午後7時は延長利用可

※災害発生時等児童の安全確保のため、閉所または開所時間の変更等をする場合があります。

4 利用料金

(1) 基本料金（「きょうだい同時利用世帯」や「生活保護世帯」等の軽減制度あり）

利用日	通常月	8月	3月	夏休みのみ利用
平日のみ	9,000 円	16,000 円	13,000 円	19,000 円
平日+土曜日	11,000 円	18,000 円	15,000 円	21,800 円

・世帯の状況により、年度の途中で金額が変更となる場合があります。

・毎月お支払いいただく料金のため、月途中での退会等の場合でも日割り計算や返金はいりません。

(2) 延長料金（月ごとの利用実績に応じて金額を決定します。）

午後6時を超過して児童クラブを利用した方1回につき100円（上限1,000円/月）

(3) お支払い方法

原則「口座振替（引き落とし）」です。口座の登録手続き等は入会決定後にご案内します。

5 入会申請 ★昨年度と申請期間を変更していますのでご注意ください★

(1) 申請できるのは、児童が通う学校内にあるクラブまたは小学校敷地外にあるクラブです。

(2) 申請期間（期限を過ぎての申請は受付できません。電子申請は最終日の23時59分まで受付できます）

入会希望月		申請期間（期間内に受付を完了している必要があります）	結果の通知
4月入会	1次選考	令和8年10月1日から10月31日まで	令和9年1月中旬以降
	2次選考	令和8年11月1日から令和9年1月17日まで	令和9年2月下旬以降
《5・6・9～3月入会》		入会希望月の前々月の1日から末日まで	入会希望月の前月中旬以降
7・8月入会 （夏休み入会含む）	1次選考	令和9年4月1日から4月30日まで	令和9年6月中旬以降
	2次選考	令和9年5月1日から5月31日まで ※2次選考は8月1日からの入会になります。	令和9年7月中旬以降

（必要書類・申請方法は裏面参照）

令和9年度の主な変更点（必ずお読みください）

・入会申請等の原則電子化

令和9年度から入会申請、変更届、退会届等は原則静岡市の導入する電子申請システム（LoGo フォーム）となります。インターネット環境がない場合、お手続きが難しい場合は市にご相談ください。

・育児休業中の申請受付の開始

令和9年度から保護者が育児休業中であっても申請することが可能になりました。育児休業中であることを証明できる就労証明書の提出が必要です。※審査結果によっては入会できない場合があります。

（3）申請方法

下記該当書類のうち必要書類（データまたは撮影した写真）をご用意いただき、右記
二次元コードよりご申請ください。申請完了後、受付完了メールが届きます。

※必要書類の期限切れ等の場合は申請を却下させていただく場合があります。

※期間を過ぎた場合受付できませんので余裕をもってご申請ください。

※二重申請は行わないようご注意ください。

<入会申請>



<<https://logoform.jp/f/qyyZV>>

（4）必要書類（申請時点で全て揃っている必要があります。）

申請要件	対象者（児童とそのきょうだいは除く）	提出書類
就労	就労中（予定）の保護者（単身赴任含む）	就労証明書（発行日から3か月以内）
就労（ <u>自営業</u> ）	同居の祖父母 ※1	就労証明書（発行日から3か月以内） 事業実態を確認できる最新の書類 ※2
疾病・障がい	病気療養中の保護者・同居の祖父母 ※1	診断書 ※3
	障害者手帳の交付を受けている保護者・同居の祖父母※1	障害者手帳 ※3
介護・看護	祖父母等が医師等の診断により看護が必要な方	診断書 ※3
	祖父母等が要介護認定を受けている方	介護保険被保険者証 ※3
	祖父母等が障害者手帳の交付を受けている方	障害者手帳 ※3
就学・職業訓練	就学中（予定）の保護者	在学証明書または学生証 ※3 在学期間、授業日数、時間割のわかる書類
産前・産後	産前産後期間中に利用を希望する保護者	母子手帳表紙、出産予定日記載ページ
育児休業	育児休業期間中に利用を希望する保護者	就労証明書（発行日から3か月以内）

※1 原則同居の祖父母が就労等により昼間家庭にいない状況を確認できる書類の提出は必要になります。

提出されない場合は審査結果に影響する場合がありますので、ご了承ください。

※2 自営業の方は、開業届や営業許可証、業務委託契約書、確定申告書の控え、青色申告決算書等の事業実態を確認できる書類をご提出ください。

※3 入会希望期間中に診断書、障害者手帳等の証明期間が経過する場合、期間内に再提出が必要です。

6 入会の決定

（1）入会審査については、申請内容・入会希望先児童クラブの状況等を総合的に審査し、入会可否の決定のうえ、**郵送にて結果を送付します。※申請をしても入会できない場合があります。**

※利用料金を滞納されている場合（きょうだい分を含む）や児童または保護者が児童クラブの利用に関するルールを守らず、児童クラブの運営に支障が生じる場合は、利用をお断りすることがあります。

（2）申請書提出後に申請内容等に変更がある場合は下記のとおり申請してください。

<変更届>



<<https://logoform.jp/f/Gkdxm>>

<取り下げ届・辞退届>



<<https://logoform.jp/f/KUpGi>>

入会申請後希望を変更したい場合	変更届	変更決まり次第速やかに
入会申請後、入会の必要がなくなった場合	取り下げ届	入会決定前までに
入会決定後、入会の必要がなくなった場合	辞退届	入会期間開始前までに
不承認の決定後、希望月以降の審査を希望しない場合	辞退届	速やかに

【問い合わせ】

静岡市こども若者応援課児童クラブ係

静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎本館1階 電話：054-221-1575